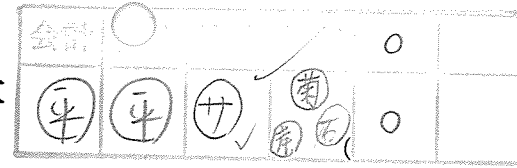


(その1)

収支報告書



令和4年分
開催分

(ふりがな) くさかまさきこうえんかい

1 政治団体の名称 日下正喜後援会

2 主たる事務所の所在地 広島県広島市中区土橋町2-43
光花ビル406号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
日下 正喜

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
山田 一成

事務担当者の氏名 (姓) (名)
木口 勇二

(電話) 082-942-0275

(電話) 濱岡 貴史 082-942-0275

(電話)

政治団体の区分

政党 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

政党の支部 その他の政治団体

政治資金団体 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)

資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)
日下 正喜

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 (姓) (名)
日下 正喜

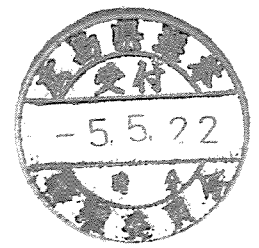
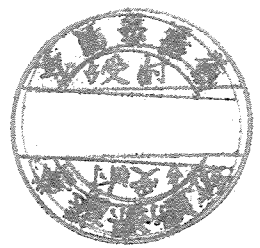
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者の氏名(2人目) (姓) (名)

公職の種類 (現職・候補者の別)

公職の候補者の氏名(3人目) (姓) (名)

公職の種類 (現職・候補者の別)



資金管理団体の指定の期間

から まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,779,496
(前年からの繰越額)	335,216
(本年の収入額)	1,444,280
支 出 総 額	1,296,631
翌年への繰越額	482,865

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,124,900	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	319,380	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,444,280	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	1,444,280	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	1. 個人		
				住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	日下正喜	120,800	R4/2/2	広島県広島市中区土橋町2-43光花ビル406号室	衆議院議員日下正喜	
2	日下正喜	277,008	R4/8/2	広島県広島市中区土橋町2-43光花ビル406号室	衆議院議員日下正喜	
3	日下正喜	127,092	R4/8/2	広島県広島市中区土橋町2-43光花ビル406号室	衆議院議員日下正喜	
4	日下正喜	600,000	R4/11/11	広島県広島市中区土橋町2-43光花ビル406号室	衆議院議員日下正喜	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,124,900				
	その他の寄附	0				
	合 計	1,124,900				

(その7)

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	公明党広島県本部	79,380	R4/8/26	広島県広島市東区光町2丁目8番27号	田川 寿一	
2	公明党衆議院比例区中国第3総支部	120,000	R4/6/30	広島県広島市中区土橋町2-43光花ビル406号室	日下正喜	事務所の無償提供
3	公明党衆議院比例区中国第3総支部	120,000	R4/12/31	広島県広島市中区土橋町2-43光花ビル406号室	日下正喜	事務所の無償提供
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	319,380				
	その他の寄附	0				
	合 計	319,380				

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	403,629	0	
(4) 事 務 所 費	44,941	0	
小 計	448,570	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	80,211	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	524,900	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	524,900	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	2,950	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	240,000	0	
小 計	848,061	0	
合 計	1,296,631		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	複写機リース代	11,550	R4/1/21	リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町4番1号	
2	看板代	44,000	R4/3/9	有限会社アイエス工房	広島県広島市東区戸坂町大上3丁目3-11	
3	NHK受信料	24,185	R4/4/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
4	PC備品	64,898	R4/11/2	Amazon	東京都目黒区下目黒1-8-1	
5	複写機パーツ代金	28,909	R4/11/21	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2芝公園ファーストビル	
6	額	11,950	R4/12/15	講道館売店	東京都文京区春日1-16-30	
7	NHK受信料	24,185	R4/12/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	209,677				
	その他の支出	193,952				
	合 計	403,629				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	作業料	20,000	R4/11/17	増田 真	東京都江東区新砂3-4-3-1006	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	20,000				
	その他の支出	24,941				
	合 計	44,941				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	12,900				
	合 計	12,900				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	13,774				
	合計	13,774				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交際費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会費	20,000	R4/10/28	森田実先生卒寿祝賀の集い発起人会事務局	東京都新宿区西早稲田2-4-26	
2	県人会年会費	30,000	R4/12/13	東京広島県人会	東京都港区虎ノ門1-2-8	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	50,000				
	その他の支出	3,537				
	合計	53,537				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		3. 機関紙誌の発行业務費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	機関紙誌の発行 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	印刷代	120,800	R4/2/2	株式会社ページワン	広島県広島市中区榎町9番25号ダフネビル2階	
2	印刷代	277,008	R4/8/2	株式会社ページワン	広島県広島市西区楠木町1丁目8-3第三弘億ビル501号	
3	郵送料金	127,092	R4/8/2	株式会社ページワン	広島県広島市西区楠木町1丁目8-3第三弘億ビル501号	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	524,900				
	その他の支出	0				
	合計	524,900				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	調査研究費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	2,950				
	合計	2,950				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	金銭以外のものによる寄付相当分	120,000	R4/6/30	公明党衆議院比例区中国第3総支部	広島県広島市中区土橋町2-43光花ビル406号室	事務所の無償提供
2	金銭以外のものによる寄付相当分	120,000	R4/12/31	公明党衆議院比例区中国第3総支部	広島県広島市中区土橋町2-43光花ビル406号室	事務所の無償提供
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	240,000				
	その他の支出	0				
	合 計	240,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

○ 宣 誓 書 ○

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 9日

政治団体の名称 日下正喜後援会

会計責任者の氏名 山田 一成



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和5年5月8日

日下正喜後援会

代表 日下 正喜 殿

登録政治資金監査人 河野新法

登録番号 第 5684 号

研修終了年月日 令和4年2月18日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日下正喜後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。(4) この政治資金監査は、日下正喜後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。
 - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
 - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
 - (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

日下正喜後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、日下正喜後援会と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以上